運動会規則

平成10年1月2日制定

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、安全で楽しい運動会を開催することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　運動会　個人競技、団体競技、団体演舞を行う競技会をいう。

⑵　赤組　各学年の奇数のクラスから構成された運動会のチームをいう。

⑶　白組　各学年の偶数のクラスから構成された運動会のチームをいう。

（開催日及び開催場所）

第３条　運動会は、毎年度、１０月の第１土曜日に赤白小学校運動場で開催するものとする。

２　前項の土曜日が雨天の場合には、翌日の日曜日に赤白小学校運動場で開催するものとする。

３　前項の日曜日も雨天の場合には、赤白小学校体育館で開催するものとする。

第２章　得点

（個人競技の得点）

第４条　個人競技の得点は、次のとおりとする。

⑴　１位　３点

⑵　２位　２点

⑶　３位　１点

（団体競技の得点）

第５条　団体競技の得点は、次のとおりとする。

⑴　１位　３０点

⑵　２位　２０点

⑶　３位　１０点